

労働保険事務委託事業主のための

労働保険申告の手引き

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続（「**年度更新**」という。）が必要です。

この**年度更新**の手続は、例年6月1日から7月10日までの間に行います。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

この手引きは、労働保険事務組合に事務を委託する事業主の皆様を対象に、年度更新にあたり作成していただく**一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表**にかかる留意点等をまとめたものです。

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の労働保険事務組合への提出方法等年度更新の手続き詳細については、委託先労働保険事務組合にお問い合わせください。

宮城労働局総務部労働保険徴収課

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎7階

TEL.022-299-8842 FAX.022-299-8836

○ 一括有期事業の概要

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合に一括して申告することになっています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満で、かつ、概算保険料額が160万円未満の事業について一括扱いができます。

一括有期事業に係る地域要件の廃止

これまで定められていた一括有期事業に係る地域要件（一定の地域内で行われることとする要件）が廃止され、従来、個別に成立させる必要のあった有期事業のうち、平成31年4月1日以降に開始されたものについては、遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

なお、建設の事業のうち「機械装置の組立て又は据え付けの事業」は従来どおり、全国で行う有期事業が一括扱いできます。

一括有期事業開始届の廃止

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要がありましたが、平成31年度からこの手続きを廃止しています。そのため、平成31年4月1日以降に開始された事業については、一括有期事業開始届を提出する必要はありません。

○ 申告の対象となる工事

以下の①～③いずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となります。

①元請工事

元請負により実施した工事（ただし、平成31年3月31日までに開始した有期事業については、有期事業の一括扱いができる区域内で実施したものに限る）。

②請負金額及び概算保険料

1工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

③工事期間

算定年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日）内に終了した工事。

令和2年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。

※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税額を含む）。

○ 一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成

- ①一括有期事業報告書に元請工事を書き出し、それぞれの工事の種類ごとに労務比率を乗じて、賃金総額を算出します。
- ②一括有期事業報告書の作成で算出した「請負金額」、「賃金総額」の計を一括有期事業総括表に転記して、「保険料額」と「一般拠出金額」を計算します。

記入例

様式第7号（第34条関係）（甲）

労働保険

一括有期事業報告書（建設の事業）

請負金額500万円未満の工事は 取りまとめて記入することがで きます。			基幹番号			枝番号			1900015123			777		
---	--	--	------	--	--	-----	--	--	------------	--	--	---	--	--

○ 一括有期事業報告書の作成にかかる留意点

建設の事業の場合、保険料の算定方法には、「賃金」による場合と「請負金額」による場合があります。

「賃金」による場合、準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、その賃金総額に保険料率を乗じて保険料を算定します。

一方、協力業者等の賃金を正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定します。

1 『一括有期事業報告書』には、工事期間の長短や請負金額の大小にかかわらず、以下の条件を満たすすべての工事を記載しなければなりません。

◎ 発注者から直接請け負った工事（元請工事）であること。

◎ 前年 4 月 1 日から当年 3 月 31 日までに終了した工事であること（開始時期は問いません）。

当年の 4 月 1 日以降に終了（見込み）の工事は、実際に工事が終了した年度の申告となります。

◎ 平成 27 年 4 月 1 日以降に開始した工事を記載する場合は、請負金額から消費税を除いた額を記載します。それ以前に開始した工事がある場合は、事務組合に確認してください。

2 この報告書は、以下の点に注意して作成願います。

① 「事業の種類」ごとに作成します。

例えば、新築工事などの「35 建築事業」と、内装や既設建築物内の設備工事などの「38 既設建築物設備工事業」を手掛けた場合は、原則としてそれぞれ 1 部ずつ作成します。

ただし、1～2 行で収まる場合は、同じ用紙に記載いただいても構いません。

② 「事業の名称」には、工事の内容が分かる様な表現で記載願います。公共事業の場合は、契約工事名を記載します。また、請負金額が 500 万円未満の工事は、「○○新築工事、外△件」のように、同じ事業の種類でまとめて記載することも可能です。

【 注意いただきたい記載の例 】

◎ 事業所の業種（工事の種類）が「35 建築事業」であることから、すべての工事を「35 建築事業」に記載・・・工事内容によって「事業の種類」が変わります。

◎ 「○○邸」「工事」とだけ記載・・・工事の内容が分かりません。

◎ 「リフォーム」とだけ記載・・・外装や屋根、増改築工事は「35 建築事業」、内装や建物内部の空調・電気・給排水設備などの工事は「38 既設建築物設備工事業」となります。

◎ 「解体工事」・・・解体した資材の大部分をそのまま用いて再度使用することを前提とした解体工事は「35 建築事業」。原形をとどめない程解体（破壊）する場合は「37 その他の建設事業」となります。

- ◎ 重機等を用いた土木工事を伴う造園は「37 その他の建設事業」となりますが、刃物または手工具のみ（チェーンソーを含む）を用いて植物の栽培管理やガーデニング、樹木の植樹または剪定（手入れ）を行う作業（いわゆる「植木屋さん」）は「95 農業」の分類となり、末尾「6」での申告となります。
- ◎ 「36 機械装置の組立てまたは据付け」として記載・・・16の分野に限った比較的大掛かりな設備・プラントにおける組立・据付け工事となります。

※ 「事業の種類」が不明な場合は、事務組合または労働基準監督署にお問い合わせ願います。

- ③ 「事業の期間」には、工事契約書等を参考に、実際にかかった期間を記載願います。また、年月日は省略せずに記載願います。
- 前年3月末に工事終了したが、その年度の申告に含み忘れた工事があった場合は、事務組合担当者にご相談ください。
- ④ 「請負金額の内訳」には、平成27年4月1日以降に開始した工事の場合、税抜きの請負金額を記載願います。

記入例

様式第7号（第34条関係）（甲）労働保険

一括有期事業報告書（建設の事業）

②
請負金額500万円未満の工事は取りまとめて記入することができます。

③
事業番号

④
H27.4.1以降に開始した工事については、請負金額から消費税額を除いた額を記入します。

①
事業の種類

事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額	⑤ 労務 費率	⑥ 賃金総額
A邸 増築工事 他33件	青葉区北町 1-1-1	31年3月1日から 2年10月31日まで	150,000,000		(消費税抜き)	150,000,000	23	34,500,000
		年 月 日から 年 月 日まで			小計	150,000,000		34,500,000
B商店 増築工事	青葉区南町 1-1-1	2年4月1日から 2年6月20日まで	8,500,000		(消費税抜き)	8,500,000	23	1,955,000
C邸 新築工事	青葉区西町 1-1-1	2年12月1日から 3年3月31日まで	12,600,000		(消費税抜き)	12,600,000	23	2,898,000
		年 月 日から 年 月 日まで			小計	21,100,000		4,853,000
事業の種類	35 建設事業	小 計	171,100,000			171,100,000		39,353,000

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の詳細を上記のとおり報告します。

令和3年 6 月 1 日

事業の種類ごとに別表としてください。

所 在 地 仙台市青葉区東町1-1-1

事業主 株式会社 労働工務店

氏 名 代表取締役 労働 太郎

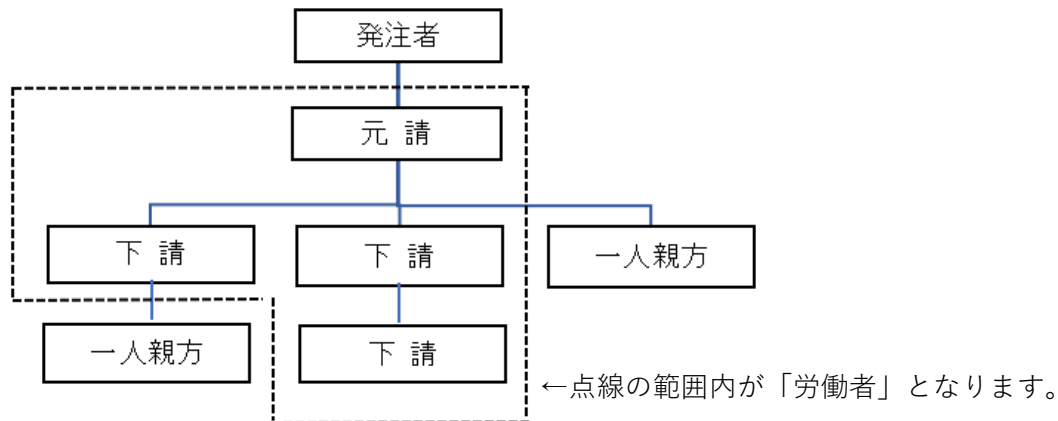
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

※令和2年度中に終了した元請工事がない場合、報告書の提出は必要ありません。

- 3 業種の変更について
- 当初「35 建築事業」で登録していたが、時代の移り変わりとともに、恒常的に「38 既設建築物設備工事業」が多くなったという場合は、業種の変更手続きが必要です。

一括有期事業の「労働者」の範囲

元請事業場及び下請事業場の事業主は、対象労働者となりません。



○ 一般拠出金について

「一般拠出金」とは、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づき、すべての労災保険適用事業主にいただくものです。

労働保険の確定保険料の申告の際にあわせて申告・納付します。

賃金総額に一般拠出金率（0.02／1000）を乗じて算定します（1円未満切り捨て）。

○ 中小事業主等特別加入制度について

労災保険は本来、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などから特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の人に、特別に任意加入を認めています。これが特別加入制度です。

< 中小事業主等特別加入者の範囲 >

常時使用労働者数 300 人以下（金融業・保険業・不動産業・小売業は 50 人以下。卸売業、サービス業は 100 人以下）の事業主及び労働者以外で事業主の事業に従事する人

< 加入の一般要件 >

中小事業主等が特別加入するためには、以下の要件を満たし、都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

- ・雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ・労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

< 特別加入保険料 >

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率を乗じたものになります。給付基礎日額（3,500 円～25,000 円）は保険料や休業給付など給付額を算定する基礎となるものです。

特別加入制度の詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-5.html>

○ 労災保険率適用事業細目表（抜粋）

事業の種類 の分類	事業の 種類の 番号	事業の種類	事業の種類の詳細	(単位は 1/1000) 労災保険率
林 業	02 又は 03	林業	A 木材伐出業 0201 伐木、造材、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業 B その他の林業 0301 植林若しくは造林の事業又はこれらに付随する事業 0302 竹の伐出業 0304 薪の切出製造若しくは木炭の製造又はこれらに付随する搬出の事業 0303 その他の各種林業	60
漁 業	11	海面漁業((12)定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1101 海面において行う水産動物(貝類を除く。)の採捕の事業	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1201 海面において定置網を用いて行う漁業 1202 海面において行う魚類の養殖の事業	38
鉱 業	21	金属鉱業、非金属鉱業((23)石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	2101 金属鉱業 2102 非金属鉱業 2103 無煙炭鉱業 2104 れき青炭鉱業 2105 その他の石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	2301 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16
	24	原油又は天然ガス鉱業	2401 原油鉱業 2402 天然ガス鉱業又は圧縮天然ガス生産業	2.5
	25	採石業	2501 花こう岩、せん緑岩、斑禰岩、かんらん岩、斑岩、玢岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、礫岩、砂岩、頁岩、粘板岩、ぎょう灰岩、片麻岩、蛇紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母又はひる石の採取業 2502 その他の岩石又は粘土等の採取業	49
	26	その他の鉱業	2601 砂鉱業 2602 石炭選別業 2603 亜炭鉱業(亜炭選別業を含む。) 2604 砂利、砂等の採取業	26
建設事業	31	水力発電施設、隧道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業	62
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業	11
	33	ほ装工事業	3301 道路、広場、プラザホーム等のほ装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業	9

			3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業	
	35	建設事業((38) 既設建築物設備工事業を除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建設事業 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りよう建設事業 イ 一般橋りようの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業 イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設(埋設を除く。)の事業 3505 工作物の解体(一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋(跨線道路橋を除く。)の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業 ホ やぐら、鳥居、広告塔、タコ等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設(埋設を除く。)の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業	9.5
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業	12

			ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気 の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他 の内装工事業	
	36	機械装置の組立て又は すえ付けの事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又はすえ付けの事業 3602 索道建設事業	6.5
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工 法による管の埋設の事業 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉱毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場 等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚 渫、干拓又は埋立ての事 業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事 業 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タノの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業	15
製 造 業	41	食料品製造業	4101 食料品製造業 4112 たばこ等製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製 品製造業	4201 繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造 業	4401 木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	4501 パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	4601 印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4701 化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	4801 ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	6601 コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	6201 陶磁器製品製造業	18
	49	その他の窯業又は土	4901 その他の窯業又は土石製品製造業	26

		石製品製造業		
	50	金属精錬業	5001 金属精錬業	6.5
	51	非鉄金属精錬業	5101 非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業 ((53)鋳物業を除く。)	5201 金属材料品製造業	5.5
	53	鋳物業	5301 鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は 金属加工業((63)洋食 器、刃物、手工具又は一 般金物製造業及び(55) めつき業を除く。)	5401 金属製品製造業又は金属加工業	10
	63	洋食器、刃物、手工 具又は一般金物製造 業((55)めつき業を除 く。)	6301 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
	55	めつき業	5501 めつき業	7
	56	機械器具製造業 ((57)電気機械器具製 造業、(58)輸送用機械 器具製造業、(59)船舶 製造又は修理業及び (60)計量器、光学機械、 時計等製造業を除く。)	5601 機械器具製造業	5
	57	電気機械器具製造業	5701 電気機械器具製造業	2.5
	58	輸送用機械器具製 造業((59)船舶製造又 は修理業を除く。)	5801 輸送用機械器具製造業	4
	59	船舶製造又は修理業	5901 船舶製造又は修理業	23
	60	計量器、光学機械、 時計等製造業((57)電 気機械器具製造業を除 く。)	6001 計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
	64	貴金属製品、装身具、 皮革製品等製造業	6401 貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6102 ペン、ペンシルその他の事務用品又は絵画用品製造業 6104 可塑物製品製造業(購入材料によるものに限る。) 6105 漆器製造業 6107 加工紙、紙製品、紙製容器又は紙加工品製造業 6108 竹、籐又はきりゆう製品製造業 6109 わら類製品製造業 6110 くずゴム製品製造業 6115 塗装業 6116 その他の各種製造業	6.5
運 輸 業	71	交通運輸事業	7101 鉄道、軌道又は索道による旅客又は貨物の運送事 業 7102 自動車又は軽車両による旅客の運送事業 7104 航空機による旅客又は貨物の運送事業	4

			7105 船舶による旅客の運送事業 7103 自動車、航空機等を使用して宣伝、広告、測量等を行なう事業 7106 その他の交通運輸事業	
	72	貨物取扱事業	7201 停車場、倉庫、工場、道路等における貨物取扱いの事業 7202 貨物の積みおろし又は集配を伴う鉄道軌道又は索道による貨物の運送事業 7203 自動車又は軽車両による貨物の運送事業 7206 船舶による貨物の運送事業 7204 貨物の荷造り又はこん包の事業 7205 自動車により砂利その他の土石を運搬して販売する事業	9
	73	港湾貨物取扱事業 ((74)港湾荷役業を除く。)	7301 港湾の上屋、倉庫等における貨物取扱いの事業 7302 はしけ又は引船による貨物の運送事業	9
	74	港湾荷役業	7401 沿岸において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業 7402 船舶内において船舶に荷を積み又は船舶から荷をおろすために貨物を取り扱う事業	13
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	A 電気業水道又は熱供給の事業 8101 発電、送電、変電又は配電の事業 B ガス業 8102 天然ガスの採取供給又はガスの製造供給の事業 8103 天然ガス又はガスの供給の事業 C 水道業 8104 上水道業 8105 下水道業 D 熱供給業 8106 熱供給業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	9501 土地の耕作又は植物の栽植、栽培若しくは採取の事業その他の農業 9502 動物の飼育若しくは畜産の事業又は養蚕の事業 9503 水産動植物の採捕又は養殖の事業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	9101 清掃業 9102 火葬業 9103 と畜業	13
	93	ビルメンテナンス業	9301 ビルの総合的な管理等の事業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	9601 倉庫業 9602 警備業 9603 消毒又は害虫駆除の事業 9606 ゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	9701 通信業 9702 放送業 9703 新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲	9801 卸売業・小売業	3

		食店又は宿泊業	9802 飲食店 9803 宿泊業	
	99	金融業、保険業又は 不動産業	9901 金融業 9902 保険業 9903 不動産業	2.5
	94	その他の各種事業	9411 広告、興信、紹介又は案内の事業 9412 速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業 9418 映画の製作、演劇等の事業 9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業 9420 洗たく、洗張又は染物の事業 9421 理容、美容又は浴場の事業 9422 物品賃貸業 9423 写真、物品預り等の事業 9425 教育業 9426 研究又は調査の事業 9431 医療業 9432 社会福祉又は介護事業 9433 幼稚園 9434 保育所 9435 認定こども園 9436 情報サービス業 9416 前各項に該当しない事業	3

※労災保険率適用事業細目表（H28.4.1 施行）

※労災保険率（H30.4.1 施行）